

清川村携帯電話補助アンテナ貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内における携帯電話の送受信に支障が生じる地域を対象に、携帯電話室内用補助アンテナ（以下、「アンテナ」という。）の貸与を行うことで、良好な電波状態の確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により利用できる者は、清川村内に住所を有し、携帯電話の使用に支障が生じている者とする。ただし、1世帯につき1台の貸与とする。

(申請及び決定)

第3条 アンテナの貸与を受けようとする者は、清川村携帯電話補助アンテナ利用（継続）申請書（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、申請書の提出があったときは、その申請の適否を決定し、清川村携帯電話補助アンテナ貸与決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(貸与期間)

第4条 アンテナの貸与を受けることができる期間は、前条第2項の決定を受けた日の属する年度終了の日までとする。

2 引き続き、貸与を受けようとするときは、当該年度終了の日の1ヶ月前までに、清川村携帯電話補助アンテナ利用（継続）申請書（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

(利用料)

第5条 アンテナの利用に係る費用は無料とする。

(中止及び届出)

第6条 アンテナの貸与を受けている者（以下、「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、清川村携帯電話補助アンテナ利用中止届（第3号様式）を村長に提出しなければならない。

- (1) 村外に転出したとき。
- (2) 転居等により電波状態が改善されたとき。
- (3) その他利用の必要がなくなったとき。

(破損及び紛失の届出)

第7条 利用者は、アンテナの利用中において、これを破損及び紛失したときは、すみやかに村長に届け出なければならない。

(利用報告書の提出)

第8条 利用者は、当該年度の終了する日又は利用を中止する日までに、村長に対し利用報告書を提出しなければならない。

(貸与決定の取消し等)

第9条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与決定を取消し、返却させることができる。

- (1) 利用者がアンテナを目的外に使用したとき。
- (2) 利用者がアンテナを無断で譲渡又は転貸したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

第2号様式（第3条関係）

清川村携帯電話補助アンテナ貸与決定（却下）通知書

平成 年 月 日

様

清川村長 大矢明夫

平成 年 月 日付けで申請のありました清川村携帯電話補助アンテナ貸与事業について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

利 用 者	住 所	清川村
	氏 名	
	電 話	046()
	世帯主	
新規・継続区分		新 規 ・ 継 続
貸 与 期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
却 下 理 由		
使 用 条 件		※ 使用者は、次の条件を厳守してください。 1. この事業の目的に反しての利用、譲渡及び転貸はできません。 2. 申請事項に変更があった場合及びアンテナを破損又は紛失したときは、すみやかに申し出てください。 3. アンテナの利用を継続希望する場合は、当該年度終了の日の1ヶ月前までに、新たに申請書を提出してください。
アンテナ番号		

第3号様式（第6条関係）

清川村携帯電話補助アンテナ利用中止届

平成 年 月 日

清川村長 殿

申込者 住所 清川村
氏名
連絡先 ()

印

平成 年 月 日付で、清川村携帯電話補助アンテナ貸与決定通知を受けた利用について、下記により利用を中止したいので届出します。

利用者	住所	清川村
	氏名	
	電話	046 ()
	世帯主	
利用を中止する理由		
アンテナ番号		